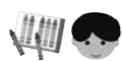


夏休みは図書館へ行こう

同館 ☎77・8191

としょかん スタンプラリー

同館本館と各分室で本の返却時にスタンプがもらえるスタンプラリーを開催。スタンプがいっぱいになったら記念品を進呈。7月20日(土)～来年3月31日(火)同館、同室小学生200人(申込順)7月20日から同館か同室へ直接。参加申し込みには利用者登録が必要



夏季特設コーナーを設置 課題図書は2冊まで

同館で今年度の課題図書・すいせん図書など、夏休みの宿題に役立つ本を集めたコーナーを設置。課題図書は利用が集中するので、コーナー設置期間中の貸し出し冊数は、1人2冊まで7月3日(水)～9月2日(月)同館

オンラインデータベースが 利用可能

同館の専用端末で、農業関連データベースのルーラル電子図書館が利用可能。農業技術や病害虫の情報、雑誌「現代農業」のバックナ

ンバーを閲覧・検索も可能。ほかに、過去の新聞を閲覧できる新聞データベースのコミダス歴史館や日経テレコン21、過去の貴重な資料を閲覧できる国立国会図書館デジタルコレクションのオンラインデータベースが利用可。利用を希望する方は、図書館の利用者カードを持参し、カウンターで要申し込み。同カードを持っていない方は、氏名、住所の確認ができる証明書類を持参の上、要利用者登録。



通知書送付や認定証更新など

後期高齢者医療制度

保険年金課 ☎70・5617

保険料額決定通知書・納入通知書を送付

7月中旬、後期高齢者医療制度の加入者全員に、今年度の保険料額決定通知書と納入通知書を送付します。

保険料額は、前年(平成30年1月～12月)の所得額に応じて、県後期高齢者医療広域連合が決定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

計算は被保険者個人単位で行います。均等割額は4万1600円、所得割率は8.25%、限度額は62万円です。昨年度と同様となっています。

保険料の納付方法は、特別徴収(年金からの差し引き)が原則ですが、次に該当する方は普通徴収(納入通知書か口座振替による納付方法)となります。①年金給付額が年額18万円未満②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超える③年度途中で後期高齢者医療の資格を取得(75歳になった方、転入した方など)④特別徴収から口座振替に変更—など

保険料の未納がない方は、申し出により納付方法を特別徴収から口座振替に変更できます。

減額認定証、限度額適用認定証が新しくなります

現在使用の限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)、限度

額適用認定証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月1日以降は使用できなくなります。

現在、減額認定証(若草色)と限度額適用認定証(紫色)を持っていて、8月1日以降も対象となる方には新しい認定証を7月末日までに郵送します。

均等割額の軽減が見直しになりました

世帯の所得状況に応じて表のとおり均等割額は軽減します。本則7割軽減対象の方は、これまで更に上乗せして軽減(8.5割、9割)してきましたが、皆さんが安心して医療を受けられるようにするため、今年度から、段階的に見直しを行っています。

建物取り壊しは 連絡を

課税課 ☎70・5626

今年1月2日～12月31日に建物の取り壊しをした方や予定している方は、同課へ連絡してください。

保険証・限度額適用認定証更新など 国民健康保険

保険年金課 ☎70・5617

8月1日から新しい保険証になります

新しい保険証を簡易書留で送付します。7月31日までに届かない場合は同課へ連絡してください。

不在の場合は郵便局で保管された後、市へ返戻されます。郵便局に転送届けを提出しても、国民健康保険の送付先変更届の提出がない世帯や居住の確認が取れない世帯も同様です。

■有効期限

来年7月31日までですが、次の①～⑦の方は異なります。

- ① 来年7月31日までに70歳になる方は誕生月の月末(1日生まれの方は前月末日)
- ② 来年7月31日までに75歳になる方は75歳の誕生日の前日
- ③ 65歳になる退職者本人とその家族は退職者本人の65歳の誕生月の末日(1日生まれの方は前月末日)

- ④ 退職者本人より先に65歳になるその家族は65歳の誕生月の末日(1日生まれの方は前月末日)
- ⑤ 在留期間が満了になる外国籍の方は在留期間満了日の翌日
- ⑥ 就学者被保険者証(学生)を持つ方は来年3月31日
- ⑦ 短期被保険者証は保険証記載日

■変更点

これまで、被保険者証と高齢受給者証をそれぞれ発行していましたが、利便性の向上のため8月からは「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」として一体化し、1枚になります。被保険者証の右側中央部分に記載されている「負担割合」が病院などの窓口での自己負担割合になります。

「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の更新

高額療養費にかかる「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を持ち、8月1日以降も入院などで認定証が必要な方は、更新の手続きが必要です。令和元年度の市民税が引き続き非課税世帯の方で、過去12か月以内の

入院日数が90日を超えている場合は、入院費と併せて食事代も減額できる場合があるので、入院日数の確認ができる領収書も持参してください。

7月22日～8月30日に必要な方の国民健康保険証と現在の認定証を持参し、同課へ直接

交通事故などの治療は届け出が必要

交通事故・傷害事件などの第三者行為や自損事故によるけがを国民健康保険(国保)で治療する際は、治療時に医療機関へ第三者行為などによるけがであることを伝えるとともに、同課へ必要書類を提出してください。第三者行為によるけがは、原則、加害者が負担するものですが、届け出をすることで国保が一時的に立て替えを行い、治療を受けることができます。加害者が負担すべき治療費は、後に加害者へ請求します。

加害者と示談している、労災保険対象、飲酒運転、無免許運転などのけがは対象外です。届出用紙などは市ホームページからダウンロードできます。

申請で納付免除・猶予 国民年金保険料

保険年金課 ☎70・5618か厚木年金事務所 ☎046・223・7171

国民年金の第1号被保険者で、経済的理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請して承認を受けると免除・猶予されます。承認期間は7月～来年6月の1年間で、毎年申請が必要です。継続を希望して全額免除か納付猶予を承認された方は、次年度以降は原則として申請不要です。

第1号被保険者で次のいずれかに該当する方①本人、配偶者、世帯主(納付猶予は本人、配偶者)それぞれの前年所得が定められた基準以内②失業、倒産、廃業が確認できる③障がい者か寡婦で前年所得が

125万円以下④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受給⑤特別障害給付金を受給(全額免除対象。毎年要申請)▶持▶年金手帳、納付書など基礎年金番号の分かるもの▶印鑑(本人署名の場合は不要)▶市で前年所得の状況が確認できない方は、前年所得の分かるもの▶昨年1月1日以降の失業を理由とする方は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証▶特別障害給付金を受給している方は、同給付金額通知書▶同課へ直接。結果は日本年金機構から承認通知書送付(一部免除の方には区分に応じた納付書も送付)



申告で固定資産税 (家屋)が減額に

課税課 ☎70・5626

今年中に住宅耐震・バリアフリー・省エネ改修工事や認定長期優良住宅の新築をした方や予定している方は、完了後に必要書類を添付して申告すると、来年度の固定資産税が減額できる場合があります。

▶減額率▶①住宅耐震改修工事 1年間2分の1▶②バリアフリー改修工事 1年間3分の1▶③省エネ改修工事 1年間3分の1▶④認定長期優良住宅の新築 5年間か7年間2分の1▶申告期限▶①～③完了後3か月以内▶④来年1月31日まで▶減額措置の併用 ②と③併用可▶詳細 減額対象条件や提出書類は市のホームページに掲載

世帯の総所得金額等の基準	均等割額の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
〔平成30年度における8.5割軽減の区分〕 ●33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
〔平成30年度における9割軽減の区分〕 ●上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得なし)など		8割	7割	
●33万円+(28万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※令和元年度の基準	5割	5割		
●33万円+(51万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※令和元年度の基準	2割	2割		